

(2) 議會に對する要求
議會の解散と否とに拘らず、左の如き政策法案の制定、修正を要求す

④ 完全なる労働組合法の制定
内容に組合法に對する我等の要求は労働組合の組織と活動の完全なる自由を確保する事である。此の要求を政府が提出する労働組合法案に就いて具體的に示すべからば、如き事である。

⑤ 法人資格の反対

⑥ 組合増償責任反対

⑦ 地方長官の干渉反対

労働の要求

⑧ 企業の差別待遇の反対
要するに、我等の要求の基本は左の如きものでなければならぬ

労働組合の組織と活動の自由

⑨ 健康保険法修正
修正の要案は

⑩ 保険金の資本家(或は政府)の全額負担

⑪ 保険給付額の増加及給付範囲の拡大

⑫ 保険組合の労働者管理
である

⑬ 八時尙労働の実施

⑭ 国際労働會議決議事項の即時実施

⑮ 小作組合法制の件

⑯ 失業保険法の制定の件

⑰ 最低賃銀法制定の件

⑱ 言論集會諸社の自由を束縛するに及ぶ法律の即時撤廃

けり集會監視

以上

請願運動実行に関する件

吾等は請願運動全国協議會指導の下に、此れ迄で各地に於て請願運動を行つた。然るに支配階級は請願運動実行に依る無産階級の政治勢力の抬頭を恐れ、十二月一日の請願デーを禁止露庄した。亦た従来の我々の運動方針にも所によつては、請願運動を單なる署名運動たらしめたるものも過ざらざる結果を来した所もあつた。吾等は此処に再度請願運動の趣旨を徹底し確立せる指導方針を以て請願運動の実行に着手せしむるに本案を提出するものである。

一、請願運動実行に關する方針

従来請願運動実行の方針として、曰請願運動が最も有効なる政治闘争手段となし、請願運動によつて大衆に政治教育を及ぼすことと稱するものがあつた。其の決果は演説會街頭或は工場内の署名を行つたに止る。大衆的反響を興へず、請願署名が遂に署名極き果の運動に終つた。此れこそ今日の運動を不活動にした原因である。

請願運動実行の目的

無産階級方面の目標は政治的自由の獲得、專制政治の打破、全無産階級の政治勢力の結成が不ければならぬ。即ち現在の專制の下に於ては日本の被支配階級は全階級を通じて全く政治的自由を奪はれてゐる。この凡ゆる層の被支配者、懐疑の眼を破つて政治的自由獲得の爲めに